

第6章 保護に係る諸手続

第1節 保護に係る諸手続

旧笹川家住宅の保存活用に当たって必要となる諸手続について、運用の方針を定める。

ただし、本章の定めにおいて、明確でない行為については、その都度、新潟県教育委員会及び文化庁と協議するものとする。

第2節 現状を変更しようとする場合の手続

1 予め文化庁長官の許可を要する行為

保存修理に当たって重要文化財建造物の現状を変更しようとする場合は、申請書を提出して文化庁長官の許可を得なければならない（文化財保護法第43条第1項）。この許可は、文化審議会への諮問を経てなされるため（同法第153条第2項）、手続には十分な準備と期間を要する。

現状変更の許可申請を行う行為は以下を参考とし、必要に応じて新潟県教育委員会及び文化庁と協議をする。

（1）保存修理に伴う復元的行為

保存修理に伴い、重要文化財を建造当時の姿、あるいは改変された後のある時期の姿に復原する行為である。新たに発見された資料等により、現状が復原年代の姿と明らかに異なっていることが判明した場合は、保存修理に伴う復元的行為を行うことを検討する。

旧笹川家住宅は、昭和34（1959）年に現状変更許可を得て、表座敷の屋根をこけら葺から銅板葺に変更しているため、建造当初の屋根の姿に戻す修理を行う場合には、現状変更の許可を要する復元的行為が発生すると想定される。

（2）保存管理上の行為

保存管理上の行為には、地盤のかさ上げや移築、構造補強等が挙げられる。地盤のかさ上げや移築は他に代替措置がとりがたい場合に限り認められる。

また、構造補強は、本来の構造形式や意匠全体の変更に関わる場合や恒久的な補強を行う場合に、現状変更の許可を要する。

そのため、旧笹川家住宅においては、大正年間に増築された2階部分の耐震補強工事を行う場合に、現状変更の許可を要する保存管理上の行為が発生する可能性があるとして想定される。

（3）活用のための行為

活用のために必要な現状変更をどこまで許容するかは、建造物の特性や文化財としての価値を考慮し、個別に判断が必要となる。

2 新潟市教育委員会が許可する行為

現状変更の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等は、都道府県・指定都市等の教育委員会が行うこととされている（文化財保護法施行令第5条第3項第1号）。

旧笹川家住宅の場合、昭和53（1978）年に土地が指定されているため、排水工事や園路工事に際し、市教育委員会が許可する行為が発生する可能性があるとして想定される。

3 許可を要しない行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為のうち、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」は、許可を要しないこととされている（文化財保護法第43条第1項ただし書、同条第2項、国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第8条）。

（1）維持の措置

維持の措置としては、次のような行為が想定される。

- 1) 旧笹川家住宅は、昭和34（1959）年の保存修理工事（表座敷屋根のこけら葺から銅板葺への変更）において許可を得て行った現状変更後の現状に復することを目的とした修理等で、同種・同材・同仕様による場合は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものと考えられる。ただし、事前に修理届を提出する必要がある。
- 2) 建造物のき損の拡大を防止するために必要な応急処置は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものとされている。
例えば、経年による梁等の垂下の進行を止めるための支柱の設置等は、これに該当すると考えられる。
ただし、き損届を提出する必要がある。

（2）非常災害のために必要な応急措置

非常災害のために必要な応急措置としては、次のような行為が想定される。

- 1) 被災した建造物において、例えば、脱落した部材等を回収・収容する行為、倒壊防止のために傾斜した柱や破損の恐れのある梁等に支柱を添える行為、建具を失った開口部を応急に閉鎖する行為等は、応急処置として現状変更の許可を要しないものとされている。
ただし、き損届を提出する必要がある。
- 2) 災害によってき損が予想される場合に、被害の発生を予防する目的で行う行為は、応急処置に準じて運用する。例えば、外壁の開口部において、建具の飛散を予防する目的で仮に板を打ち付ける行為等が想定される。これらの行為については、適切な方法について事前に検討し、新潟県教育委員会と文化庁と協議するものとする。
また、実施した措置については、文化庁に報告する。

第3節 保存に影響を及ぼす行為に係る手続

建造物の保存に影響を及ぼす行為とは、建造物の現状に変更を加えるものでなくとも、その行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めたりするなどの行為を意味する。このような行為に当たっては、事前に許可申請が必要となる。

そのため、以下を参考として、必要に応じて新潟県教育委員会及び文化庁と協議する。

1 予め文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第43条第1項）。この許可は、文化審議会への諮問を経てなされる（同法第153条第2項）ため、手続きには十分な準備と期間を要する。

また、当該許可に係る保存に影響を及ぼす行為が終了したときは写真等を添えて、速やかにその旨を報告する。

なお、影響が軽微である場合は事前の許可は要しない。その行為が軽微に当たるかどうか不明の場合には、予め文化庁と協議し、その判断を仰ぐものとする。

旧笹川家住宅においては、以下のような保存に影響を及ぼす行為が想定される。これらについては、必要に応じて新潟県教育委員会及び文化庁と協議する。

- 構造上安全許容度を超える重量物を搬入する場合
- 建造物周辺における掘削を伴う行為を行う場合
- 建造物において大規模な解体を伴う調査行為を行う場合
- 外観の維持に支障があるため、建具の塗装材の種類を変更して修理を施す場合
- 屋根の雨漏りを防ぐため、仕様を変更して修理を施す場合

2 新潟市教育委員会が許可する行為

保存に影響を及ぼす行為の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）についての許可は、都道府県・指定都市等の教育委員会が行うこととされている（文化財保護法施行令第5条第3項第1号）。

3 許可を要しない行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微である場合は、許可を要しないこととされている（文化財保護法第43条第1項）。

旧笹川家住宅の場合、イベント等で重要文化財建造物の内外に仮設物を設置するとき、それが一時的なものであり、かつ重要文化財に接触する部分において十分な保護措置がなされるならば、影響が軽微なものとみなされる可能性がある。

なお、自動火災報知設備の機器更新等は、通常、影響が軽微なものと見なされる。

保存に影響を及ぼす行為に係る具体的な取扱いについて疑義がある場合は、事前に文化庁に照会することとする。

指定管理者が以上の行為を行う場合は、必ず新潟市に事前確認を得るものとする。

表 6-1 文化庁長官への許可申請不要行為一覧

想定される行為	行為の内容
建造物の維持補修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建造物の建具・畳・襖等の張替及び軽微な修繕や内装及び屋内諸設備の軽微な補修及び修繕 ・ 建造物及び構造物の落書き消し、搔き疵の補修等の小規模な修繕 ・ 建造物及び構造物の同一壁面又は同一屋根面における同一素材部分の必要最小限の面積の塗装又は屋根材の修繕等
工作物の維持補修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営上必要な囲い柵・外柵・ロープ柵・仕切柵・竹垣等で同質材料かつ同規模の更新 ・ 管理上必要な案内板・制札札・誘導標識・解説板等の表示板の更新 ・ 防災設備（自動火災報知設備・消火設備・避雷針設備等）の改修及び機器更新 ・ 防犯設備（防犯カメラ・機械警備設備等）の改修及び機器更新
地表面及び園路の維持補修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未舗装の園路又は広場に発生する水溜りの埋め戻し及び不陸の整地 ・ 蹲踞等のごろた石やぐり石の定期的な「ぐり返し」
植物管理及び池等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草本類の管理（除草、笹刈、植替、株分け等） ・ 整枝剪定、刈込等の樹木の手入れ ・ 安全管理のために行う枯損木等の伐採、枯れ枝の除去 ・ 建造物に影響を及ぼす実生木や支障木の除去 ・ 庭園景観及び主要な景観木や景観林の支障となる実生木の除去 ・ 池及び排水路・雨落等に堆積した落ち葉や塵芥等の掬い上げ ・ 水質の浄化等に関する施設の改修及び新設

第4節 その他の手続

1 修理の届出等

応急措置の程度を超える重要文化財建造物の修理を行うに当たっては、技術的な確認、検討、指導を受けるため、修理に着手しようとする日の30日前までに、工事内容を示した修理届を、文化庁長官に提出しなければならない（文化財保護法第43条の2第1項）。届出は所定の事項を記載したものとする（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第1条）。

き損の拡大を防止するために必要な応急処置を実施する場合は修理届を要しない。

ただし、き損届を提出する必要がある。

なお、技術的な指導等を受ける内容かどうかは以下を参考とし、必要に応じて新潟県教育委員会及び文化庁と協議する。

- 構造及び生命の安全性確保のために必要不可欠であり、大きな現状の変更を強いない行為
- 文化財的価値を損なわないことが明らかである行為

また、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真等を添えて、速やかにその旨を文化庁へ報告する。

2 滅失、き損等の届出等

火災などの災害によって重要文化財建造物の全部あるいは一部が滅失したり、き損した場合、あるいは附^{ついたり}指定となっている物件等を紛失したり、盗みとられた時には、その事実を知った日から10日以内に、所定の事項を記載した滅失、き損等の届出書を文化庁長官に提出しなければならない（文化財保護法第33条、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条）。

3 防災設備の機能低下または機能不能に関する届出等

国庫補助事業によって設置した防災施設について、年1回以上その機能試験を実施し、機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告しなければならない（文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱第4条（19））。

4 保存活用計画の提出

重要文化財保存活用計画は、文化庁へ提出するものとする（「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日 庁保建第164号 文化庁文化財保護部長通知）第12項）。

5 保存活用計画の改定

本計画は、関連法令や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、改定を行うこととする。

なお、改定にあたっては、新潟県教育委員会及び文化庁と協議し、取りまとめた計画案を文

化庁へ提出し、確認を受けることとする。

上記の検討を踏まえ改定したときは、文化庁へ提出するものとする（「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日 庁保建第164号 文化庁文化財保護部長通知）第15項）。

表 6-2 文化庁長官への届出が必要な事項

事項	届出者	提出先	提出期限	備考	根拠法令
所有者の変更	新所有者	文化庁長官	20日以内	指定書添付	法第32条第1項
管理責任者の変更	所有者及び新管理責任者		20日以内		法第32条第2項
所有者、管理責任者の氏名・名称・住所の変更	所有者、所有者及び管理責任者		20日以内	指定書添付（所有者の氏名等変更の場合）	法第32条第3項
滅失・き損・亡失・盗難	所有者（管理責任者又は管理団体）		10日以内		法第33条
修理（現状変更に関わるものを除く）	所有者又は管理団体		30日以前		法第43条の2第1項